

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成28年3月22日第20回中種子町農業委員会総会を、防災センター1階・第1会議室に会長これを招集する。
2. 出席委員
(公選) 濱脇嘉則・雨田勇・鮫島達・小山田弘幸・日高隆克・上妻廣美
赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義
(選任) 日高信行・久保田純一・石堂季男・戸田和代
3. 欠席委員
(公選) なし
(選任) なし
4. 日程 第1 会議録署名委員の指名
日程 第2 会期の決定の件
日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について
日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について
日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更の承認について
日程 第6 承認第2号 農地法第3条許可の下限面積(別段面積)の設定について
日程 第7 承認第3号 平成28年度標準農作業料金(案)の承認について

(事務局長)みなさん、おはようございます。それではただいまから、第20回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに会長より、挨拶をお願いいたします。

(会長) あいさつ

(事務局長)どうもありがとうございました。本日の出席委員は13名出席で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは中種子町農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の会議の進行は会長にお願いしたいと思います。

5. 議事

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、8番鮫島安平委員、9番久保田委員を指名します。

(議長)日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総

- 会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。
- (議長)日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明をお願いします。
- (事務局)はい。資料の1頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数2件、筆数7筆、面積5,886㎡、畑。使用貸借権、件数1件、筆数3筆、面積8,475㎡、地目畑。合計で件数3件、筆数10筆、面積14,361㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議の程、宜しくお願いいたします。
- (議長)次に第1項順位1について、担当調査委員の8番鮫島安平委員の説明をお願いします。
- (8番委員)はい、8番鮫島です。議案第1号第1項順位1について説明いたします。去る3月11日午後1時より、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積1,013㎡。大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積887㎡。大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積1,196㎡。大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積900㎡。大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇-3、地目畑、面積956㎡。大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積456㎡。計5,408㎡です。譲渡人、住所 南種子町〇〇〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所については、〇〇〇〇を上方海岸の方に行きますと、〇〇〇〇に行く大きな十字路があります。そこを30m程行った右側の畑です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様方のご審議の程を宜しくお願いいたします。以上です。
- (議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありますか。
- (事務局)別にありません。
- (議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありますか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。次に第1項順位2について、担当調査委員の13番日高隆克委員の説明をお願いします。
- (13番委員)13番の日高です。議案第1号第1項農地法第3条申請所有権移転の順位2について説明をいたします。去る3月15日午前11時より譲受人の〇〇〇〇さん代理の父親の〇〇〇〇さんに現地での聞き取り調査実施しました。土地の所在、大字野間、字〇〇〇、地番〇〇〇〇

ー1, 地目畑, 面積 478 m²です。譲渡人, 住所 中種子町野間〇〇〇〇番地1, 〇〇〇〇さん。譲受人, 住所 中種子町野間〇〇〇〇番地7, 〇〇〇〇さん。申請理由は, 譲渡人が相手方の要望, 譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては, 国道58号線沿いですけども, 〇〇〇〇の前を通りまして行きますと直線に入ります。手前に〇〇〇〇ですか, その隣先が〇〇〇〇さんの自宅になっているんですけども, その西側, 〇〇〇〇に向かって右側ですね, 〇〇〇〇さんが住んでいる住宅があります。その右下です。その下が〇〇〇〇さん所有の土地でして, その〇〇〇〇の土地が, 譲り受ける土地でございます。調査の結果, 労働力, 農業機械を確保しておりまして, また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関してもこれまでと変わらず支障はないと思われま。委員の皆様方のご審議の程を宜しく申し上げます。以上です。

(議長)ご苦労様です。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから, 審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第2項順位1について, 担当調査委員の10番上妻委員の説明をお願いします。

(10番委員)はい。10番, 上妻です。議案第1号第2項農地法第3条申請順位1について説明いたします。去る3月18日午後1時より, 借人, 〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地の現地調査を実施いたしました。土地の所在, 大字田島, 字〇〇〇, 地番〇〇〇〇, 地目畑, 面積 2,328 m²です。大字田島, 字〇〇〇, 地番〇〇〇〇ー1, 地目畑, 面積 4,570 m²です。大字田島, 字〇〇〇, 地番〇〇〇〇ー1, 地目畑, 面積 1,577 m²です。貸人, 住所 中種子町田島〇〇〇〇番地, 〇〇〇〇さん。借人, 住所 中種子町田島〇〇〇〇番地, 〇〇〇〇さん。申請理由は, 貸人が, 相手方の要望, 借人が経営開始による貸借です。貸借の内容については, 無償による貸借期間が10年の使用貸借権の設定です。場所については満足山から〇〇〇〇の方へ通じる〇〇〇〇があるんですけども, それを〇〇〇〇集落に入り, 〇〇〇〇さんの反対側ですね, 〇〇〇〇の方に向けて 500m 下りますと, 〇〇〇〇があります。左側に。その手前から左へ 100m 行った左右です。調査の結果, 労働力, 農業機械を確保しており, また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様方のご審議の程を宜しく申し上げます。以上です。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号第1項順位1から順位2, 第2項, 順位1については許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転順位1から順位2, 使用貸借権順位1については許可することに決定します。

(議長) 次に、日程第4, 議案第2号, 「農地法第5条申請について」を議題とします。

第1項について、担当調査委員の10番上妻委員の説明をお願いします。

(10番委員) はい、上妻です。議案第2号第1項順位1農地法第5条申請について説明いたします。譲受人, ○○○○, 住所 中種子坂井○○○○番地。譲渡人, ○○○○, 住所 中種子町坂井○○○○番地。申請農地の表示, 大字坂井, 字○○, 地番○○○, 地目畑, 地積 647 m²。計 647 m²でございます。転用目的, 農家住宅。申請理由, 現在借家住まいのため, 本土地を求め, 自己の住宅を建築したい。実現性あり。土地利用規制等, 都市計画区域外, 農振農用地外, 2種農地(その他の農地)。棟数・面積等, 居宅 139.33 m², 倉庫 54 m²。合計 193.33 m²。建ぺい率 29.88 %でございます。この案件につきましては先般3月15日午前10時20分より濱脇会長, 小山田委員, 赤坂委員, 事務局, 申請人の○○○○さんの兄で代理人の○○○○さん立ち合いの下, 現地調査を実施いたしました。場所については, ○○○○の目の前に大きい広域農道があるんですが, それを上りますと 150m くらい行きますと右側に, 今度新しくできました○○○○があります。その○○ m 行った右側でございます。この案件は現在借家住まいであるが, 実家に近い申請地を求め, 自己の住宅を建築し, 地元で根ざしたいとのことです。また, 字絵図地区ではありますが, 総会資料の位置図にあるように宅地も点在しております。被害防除の計画も出されており, 現地で検討した結果, 周辺への支障もないと思われまます。委員の皆様のご審議の程を, よろしくお願いします。

(議長) ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありますか。

(委員) ありません。

(事務局) ありません。

(議長) これから, 審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。次に第1項順位2, 2月の保留案件について担当調査員の12番下村委員の説明をお願いします。

(12番委員) はい, 12番下村です。議案第2号第1項順位2, 農地法第5条申

請について説明いたします。譲受人，〇〇〇〇。住所 中種子町納宮
〇〇〇〇番地7。譲渡人，〇〇〇〇さん，住所 中種子町野間〇〇〇
〇番。申請農地の表示，大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇，田，340
㎡。同じく地番〇〇〇〇－1，田，13 ㎡。同じく地番〇〇〇〇，畑，297
㎡。同じく地番〇〇〇〇，畑，360 ㎡。同じく地番〇〇〇〇－1，田，460
㎡。同じく地番〇〇〇〇－1，畑，1.56 ㎡。同じく地番〇〇〇〇－1，
畑，101 ㎡。合計 1,572.56 ㎡。転用目的資材置場。申請理由，〇〇〇
〇を営んでいますが，現在，資材置場が不足しているため，申請地を
購入し，〇〇〇〇として利用したい。実現性あり。土地利用規制等，
都市計画区域内，農振農用地内2種農地（その他の農地）。棟数面積，
資材置場 1,572.56 ㎡。この案件につきましては，先般3月15日午前
9時20分より，濱脇会長，鮫島安平委員，日高信行委員，事務局，
申請人の〇〇〇〇さん立ち合いの下，再度，現地調査を実施いたしま
した。場所といたしましては，横町，〇〇〇〇をちょうど，〇〇〇〇
に向かいます。途中〇〇〇〇入り口を 2~30m 行った右下の土地で
ございます。この案件は去る，平成28年2月22日第19回総会に
おいて，被害防除計画の不備により保留案件となりました。今回，譲
受人に明確な改善を求め，畦畔の規模を高さ 30cm，幅 30cm，底辺の
幅 90cm と具体的な断面図，及び配水管の設置など，改善された計画
が再提出されました。転用の内容については，前回の申請と変わりあ
りません。現地で検討した結果，被害防除計画も十分に改善され，周
辺への支障はないと思われます。委員の皆様のご審議を，お願いいた
します。

(議 長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はあり
ませんか。

(委 員)ありません。

(事務局)ありません。

(議 長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(3番委員)3番。

(議 長)3番どうぞ。

(3番委員)この案件については2月の件で保留ということになっておりまし
た。その後，本人との話し合いもあったと思いますが，いろいろと条
件が揃って，今回はいいだろうというようなことですが，私は先
々ですね，契約をとり交わしたことを，きちりですね，してもら
うように，再度本人にですね，言ってもらえば幸いかなと思います。た
だし今，下村委員が説明したように，土手の対策をするということ
ですが，もし土手の対策がですね，認可が下りてもしない場合は，
私はどうなるんだろうかなというように思いますけども，その辺のと
ころは事務局はどう考えているのですか。

(議 長)はい，事務局お願いします。

(事務局)はい、事務局です。先ほど、担当の下村委員からありましたように、3月15日に申請人の〇〇〇〇さんと現地調査を行い、話をしました。その際に、被害防除についての畦畔の、造成もきちんとやるということで話を伺っております。また県の方に進達を行って許可がでた場合、その後の経過措置といたしまして、完了届けができることになっております。それをした際に必ず現地の方を確認をいたしまして、こちらにしても対応していくというかたちで今までも行っておりますので、それに変わりはありませんので、そこら辺はきちんと確認をしていきたいと思っています。以上です。

(議長)只今の説明でよろしいでしょうか。

(3番委員)はい、わかりました。

(議長)他に質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。

(議長)次に第2項順位1について担当調査委員の8番鮫島安平委員の説明をお願いします。

(8番委員)はい、8番鮫島です。議案第2号第2項順位1、農地法第5条申請について説明いたします。申請人、借人、〇〇〇〇。住所 福岡市〇〇〇〇〇〇〇番1号。貸人、〇〇〇〇、住所 鹿児島市〇〇〇〇番27号。申請農地の表示、大字野間、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番21、地目畑、地積5,153.21㎡。転用目的、店舗・通路・駐車場。申請理由、店舗として集客が見込まれるため、申請地を候補地とした。実現性あり。土地利用規制等、都市計画区域内、農振農用地外3種農地(都市計画用途地域内農地)。棟数面積等、店舗2,176.08㎡。通路・駐車場2,977.13㎡。計5,153.21㎡。建ぺい率42.23%。この案件につきましては、先般3月15日午前9時より、濱脇会長、下村委員、日高信行委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さんの代理人の〇〇〇〇の〇〇〇〇さん立ち合いの下、現地調査を実施しました。場所については、〇〇〇〇の隣に、〇〇〇〇という店舗があります。その道反対側の広い農地です。この案件は〇〇〇〇より、中種子町・南種子町からの集客が見込めるため、店舗として、申請地を賃貸借したいとのことです。この農地は、都市計画区域内、農振農用地外であり、周囲には、大型店舗が集まり、商業地区化しております。また、字絵図地区ではありませんが、測量の際に、周囲の同意書も受けて、添付されております。被害防除計画も出されており、現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われま。委員の皆様のご審議の程、宜しく願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員)ありません。

(事務局)ありません。

- (議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。
- (議長)これから採決します。議案第2号、第1項順位1から順位2、第2項順位1については、決定することにご異議はありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号、農地法第5条申請の第1項順位1から順位2、第2項順位1については許可相当ということで決定し、農業委員会の意見書を添えて、県に進達します。
- (議長)次に、日程第5、承認第1号、「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。
- (事務局)はい。資料の5頁をお開きください。承認第1号、「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」説明いたします。件数1件、筆数6筆、変更面積5,408㎡。契約年数6年、合意による解約でございます。尚、詳細につきましては、別紙をお配りしております。ご審議の程をよろしくお願いいたします。
- (議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認することに、ご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号、「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」の件は、承認することに決定しました。
- (議長)次に日程第6、承認第2号「農地法第3条許可の下限面積（別段面積）の設定について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。
- (事務局長)それでは私の方から、説明をさせていただきます。資料は6頁をお願いいたします。承認第2号農地法第3条許可の下限面積、別段面積の設定について説明を申し上げます。平成21年度に交付された改正農地法により、下限面積の設定が、県知事から市町村の農業委員会に改正され、農業委員会で新たな面積を設定しなければ農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積が適応されることとなります。平成21年11月16日に種子島一市二町の会長・局長会議で島内統一した下限面積50aを維持をし、制令で定める別段面積については、農地法施行令第6条第3項第1号の規定により、草花等の栽培で、その経営が集約的に行われると認められる場合については下限面積以下でも考慮するとの意見で協議がされたところでございます。それを受け、平成21年6月24日開催の本町の農業委員会定例総会で決定された経緯がございまして、平成28年度につきましても農地法施行規則第1

7条第1項第3号の規定による基準及び、農家の経営規模等の変化等を勘案したところ、変化がないと判断をいたしまして、下限面積を現行の50aとし、下限面積以下の場合については農地法施行令第6条第3項第1号の規定、農地又は、採草放牧地の権利移動の不許可の例外ということで対応することで28年度もいたしたいと思っておりますので、承認を求めるものでございます。ご審議の程、宜しく申し上げます。参考としてですけれども、西之表市、南種子町の農業委員会に確認したところ下限面積についても50aで、別段面積の考え方についても、今まで通りであることは確認しております。以上です。

(議 長) 質疑・意見はありませんか。

(委 員) ありません。

(議 長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし。

(議 長) 異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農地法第3条許可の下限面積（別段面積）の設定について」の件は、承認することに決定しました。

(議 長) 次に日程第7、承認第3号「平成28年度標準農作業料金（案）の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局 長) それでは私の方から説明します。資料は7頁をお願いします。承認第3号「平成28年度標準農作業料金（案）の承認について」を説明させていただきます。平成28年度標準農作業料金（案）については去る2月19日本町において、南種子町の農業委員会、本町の農業委員会、それから種子島農業公社、中種子町及び、南種子町の大型機械農家代表者、南種子1名、中種子1名、合計8名により、検討、協議を行いました。また2月29日の町技連会作物部会において、当案について了承をいただいたところでございます。昨年と変更になった項目について説明をさせていただきます。まず一番上の一般農作業賃金でございます。昨年度は5,424円でしたが、28年度は5,552円の設定をしております。これは鹿児島県の最低賃金が694円と上がりまして、694円の8時間の5,552円とし、最低賃金を下回らないような設定をしております。その他の変更点はきびと甘蔗の防除の欄がございまして、その中で括弧して動噴ということで表記をさせていただきました。この作業の動噴による作業と、最近では乗用の防除機能がでておりますので、そこと差別化といいますか区別をするために、動噴ということで表記をさせていただきました。変更点はこの2カ所でございます。その他については昨年と同様ということでございます。審議の程、宜しく申し上げます。

(議 長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(3番委員)議長，いいですか。

(議長)はい，3番どうぞ。

(3番委員)3番雨田です。今，事務局の方から説明がありましたが，一般農作業料金の5,552円，これは今の現実にですね，5,500円くらいで人を雇うのは可能ですか。これは決まりがこれだけだから，その上の6千円くれても7千円くれてもかまわないということですけども，仮に，今こういうふうに決まってるから，5,500円ねと本人に渡しても，あんまり安くて，次からはあなたのところで雇われないというような考えも起きるんじゃないかなというように思いますが，規定ですからね，それはたぶん5,500円で私は不満が出ると思います。それとですね，下の防除のことですけども，薬剤は本人負担で，4,320円と5,400円とありますけどもあまりにも高くないですか。これは動噴ですからそんなにかからないと思うんですけど，時間的に。この5,400円と4,300円と，とりあえず，私あれっと思いますけどね。動噴だったら1反あたり，最近40分もかからないと思うんですけどね。

(議長)事務局お願いします。

(事務局長)はい，まず最初の一般農作業の料金についてでございますが，これは一番最低賃金の価格を提示させていただいております。実勢価格でいくと，さとうきびの刈り取りとか，そういった作業になると，この額とはぜんぜんかけ離れた，6,500円であったり7,000円の料金，通常の農作業であると6,000円程度の金額が出てるかと思うんですけども，ここであえて，一番最低の賃金を挙げさせていただいているのは，一番は高齢農家の方が高齢者の方同士，雇った時に，最低これくらいは支払いができますよという最低のラインを設けて設定をしているところで，実際の価格とは異なっておりますが，ここまでは払って下さいという意味での料金でございます。それからあと，防除につきましてですけども，結構金額が高いということですけども，防除につきましてはやはり薬剤を使うということで危険性を伴うと，体にもいろいろ影響があるという考え方から料金の設定がそのようなかたちになっているかと思えます。

(議長)3番いいですか。

(3番委員)それと，もう一つ，きびのですね，刈り取り賃が例年ずっと同じようだと考えるんですけども，もう少し価格を下げるということは検討されなかったのですか。

(議長)事務局お願いします。

(事務局長)きびの価格については，毎回いろいろと意見が出る場所なんですけども，きびの価格については過去に刈り取り賃を1回下げてる経緯がございます。今の経営の中で高いんじゃないかという意見もあるんですけども，今後，精脱になって，南種子町ではオペレーター以外に着く人が一人になってきているそうです。当然刈るスピードもその分

遅くなって、効率が悪くなるということで、経費等の軽減になるかどうかというのわからないのですが、そういったところを踏まえて、今、町の種子島農業公社の中に、受託組織の組合がありますので、そういったところもまた検討をしていただくようお願いもしているところでございます。高いか安いかについては実際積算基礎資料もなかなかみつからないということもあって、どうとは言えないんですけども、そういったご意見があるということも検討をしていただくように、お願いをしております。

(3番委員)わかりました。

(11番委員)はい。

(議長)はいどうぞ、11番。

(11番委員)11番ですが、今回3月の総会にこれがでてきたわけですけども、ここで承認事項ですが、意見を言っても、再度技連会とかそういうところで改正ができるもんじゃないでしょうか。とするなれば、我々の農業委員会としての要望等を入れるのであれば、技連会が2月29日にあったということですから、2月の総会で、この議案を承認事項を出して、我々としての要望事項を少しでも出すというような提案はどうなのでしょうか。

(事務局長)只今の提案ですけども、私も、ごもっともだと思います。私も2年目でいろいろ考えたんですけども、やはり3月の後がない時期の承認ということで、非常に委員の皆様にもご不便をかけることだと思いますので、できれば1月か2月の早めに総会にかけるといって設定をしたいと思っておりますし、また、これの決定方法についても技連会等についても、もうちょっと早い段階で話をして、いろいろな意見を集約した上で、農業委員会にかけ、それをまた農業委員会の意見を踏まえて、変更等があれば、また変更ができるような体制をとって参りたいと考えていますので宜しくお願いします。

(議長)他に質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第3号については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第3号「平成28年度標準農作業料金(案)の承認について」の件は、承認することに決定しました。

(議長)これで、本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。平成28年第20回、中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労さまでした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者